

問4

平成29年度中のパブリックコメントの実施状況について【条例第8条関係】

【まちづくり基本条例】

(基本構想等への参画)

第8条 市は、まちづくりを計画的に行うため、その方向性を示す重要な基本構想及びそれを具体化するための各分野の基本計画(以下「計画」という。)の策定にあたっては、市民の参画を推進するため、次の各号に掲げる対応をしなければならない。

- (1) 計画策定に関する情報を事前に公表する。
- (2) 市民が計画策定にかかわれるように、多様な参画の方法を工夫する。

- [1] 対象とする計画・条例等があり、パブリックコメントによる意見募集を実施し

案件名 担当課	
提出意見件数(件)	
提出意見人数(人)	

- [2] 計画・条例等を策定したが、パブリックコメントによる意見募集を実施してい

案件名	
-----	--

- [3] [2]で意見募集をしていない理由を選択してください。

	パブリックコメント実施要綱に定める実施要件(第3条をご参照ください)に該当し
	パブリックコメント実施要綱に定める適用除外規定(第4条をご参照ください)に該
	その他()

【パブリックコメント実施要綱】

(対象)

第3条 実施機関は、次の各号に掲げる事項のうち、必要と認めるものにパブリックコメントを実施することができる。

- (1) 基本構想、基本計画その他市政の各分野における基本的な計画若しくは指針等の策定又は改定に関するもの
- (2) 市の施策に関する基本的な方針を定める条例又は市民に義務を課し(地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。)若しくは権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃に関するもの
- (3) その他実施機関がパブリックコメントを適用することが必要と認めるもの
(適用除外)

第4条 実施機関は、前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、パブリックコメントを実施しないことができる。

- (1) 市民の意見を聴取する手続が法令等で定められている場合
- (2) 迅速性又は緊急性を要する場合
- (3) 軽微なものと認められる場合
- (4) 附属機関若しくはこれに準ずる機関がこの要綱に定める手続に準ずる手続を

問5

前回の調査で提出していただいた回答(別表2)の実施状況についてご記入ください。

問6

市民参画、協働について、ご意見がありましたらご記入ください。

調査は以上です。ご協力ありがとうございました。